

軽度者の福祉用具貸与について

◎要介護認定更新の時に、引き続き福祉用具貸与を行う場合についても、下記の表に沿って検討をしてください。
理由書等の提出が必要な場合は、更新毎に必要な書類を提出してください。

R4.7月改正

種目	要介護認定の調査結果		可否の判断基準		貸与可否
特殊寝台 特殊寝台付属品	(1-4)起き上がりが「できない」	ア	ア～エ：いずれか該当		○
	(1-3)寝返りが「できない」	イ			
床ずれ防止用具 体位変換器	(1-3)寝返りが「できない」	ウ	いずれも非該当	【下記の①②参照】	①②すべて該当 ※必要書類を提出 ○
認知症老人 徘徊感知機器	(3-1)意思の伝達が「できる」以外 (3-2)～(3-7)記憶・理解のいずれか「できない」 (3-8)～(4-15)問題の行動のいずれか「ない」以外 上のどれかを満たし、かつ(2-2)移動が「全介助」以外	エ	1) 指定(介護予防)福祉用具貸与理由書 2) 居宅サービス計画書第1～3表 3) サービス担当者会議の要点		①②すべて該当 ※必要書類を提出 ○ どれか1つでも非該当 ×
車いす 車いす付属品	(1-7)歩行が「できない」	オ	オ・カ：いずれか該当		○
移動用リフト (つり具除く)	(1-8)立ち上がりが「できない」 または (2-1)移乗が「一部介助」または「全介助」	カ	いずれも非該当	第三者※の入ったサービス担当者会議にて必要性が認められる	該当 ○
					非該当 ×

- ①裏面 i ～ iii のいずれかに該当することが医師の意見に基づき判断される
(医師意見書に記載がある・診断書をもらう・ケアマネ等が医師から聴取する等)
②第三者※の入ったサービス担当者会議にて必要性が認められる

※第三者の考え方について

- (1) ケアマネが包括の主任ケアマネの場合：他の主任ケアマネが出席
(同一包括・他包括どちらでも可)
(2) ケアマネが包括の主任ケアマネ以外：包括の主任ケアマネが出席
↳ 対象者の圏域

- i) 疾患その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に「第 23 号告示第 19 号のイ」に該当するもの。
(例：パーキンソン病の治療薬による ON/OFF 現象など)
- ii) 疾患その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに「第 23 号告示第 19 号のイ」に該当するもの。
(例：がん末期の急速な状態悪化など)
- iii) 疾患その他の原因により、身体に重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「第 23 号告示第 19 号のイ」に該当すると判断できるもの。
(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避など)

「第 23 号告示第 19 号のイ」

種目	貸与が認められる場合
車いすおよび車いす付属品 (1)(2)いずれか	(1)日常的に歩行が困難なもの
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの
特殊寝台および特殊寝台付属品 (1)(2)いずれか	(1)日常的に起き上がりが困難なもの
	(2)日常的に寝返りが困難なもの
床ずれ防止用具および体位変換器	日常的に寝返りが困難なもの
認知症老人徘徊感知機器	次の①②いずれにも該当するもの ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある ②移動において全介助を必要としない
移動用リフト（つり具の部分を除く）	(1)日常的に立ち上がりが困難なもの
	(2)移乗が一部介助または全介助を必要とするもの
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められるもの